

# 告示

## 埼玉県告示第三百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 四万四千平方メートル

（変更後） 三万八千七百九十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二九五〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二二八六台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一三八〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一〇八二台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 五七八平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四六一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 三七五立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一七一立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後十一時

（変更後） 株式会社ナフコ 午前七時から午後九時

株式会社ケーズホールディングス 午前九時から午後九時

株式会社イトーヨーカ堂外 午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十一時三十分

(変更後) 駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分  
駐車場二 午前八時三十分から午後十一時三十分  
駐車場三 午前八時三十分から午後十一時三十分  
駐車場四 午前六時三十分から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前三時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設一 午前三時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課